様式第２９（第４８条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受 理 日	
× 許可番号	

火 薬 類 消 費 許 可 申 請 書

令和　　年　　月　　日

千 葉 市 長

申請者
住所
氏名

名　　称	
事 務 所 所 在 地 （電話）	
職　　業	
（代表者）住所氏名 （年齢）	（　　才）
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	※別紙のとおり
目　　的	
場　　所	
日 時 （ 期 間 ）	
危 険 予 防 の 方 法	※別紙のとおり

様式第２０号

煙　火　消　費　計　画　書

<table>
<tr><td>消費順序の大要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>煙火の製造業者の氏名又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">消費の作業に従事する者</td><td>住　所</td><td>氏　名</td><td>年齢</td><td>経験年数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>消費場所見取図</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>消費場所の土地権利者の承諾書の写し</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

危　険　予　防　の　方　法

1　別紙図面のとおり、消費場所から半径＿＿＿＿m以内は立入禁止とし、要所にはロープを張ったうえ見張人を配置し、観客の侵入防止を図る。

2　別紙図面のとおり、見張り人＿＿＿名を配置する。

3　○○消防団の消防ポンプ車を現場に配備し、火災発生の防止を図るとともに、消費場所には水バケツを用意する。

4　煙火の消費中は、別紙図面のとおり関係する周辺道路の一時通行止めを行う。

5　地元消防署、警察署等関係機関と協議の上、連絡体制を確立して安全の確保に努める。

6　立入禁止区域内は、煙火消費（打揚げ）に従事する者以外立入禁止とする。

7　観覧者が立入禁止区域内に侵入した場合など危険が予想されるときは、消費を一時中止する。

8　風向きと強風については特に注意し、危険が予想されるときは消費を中止する。

9　点火方法は（１．直接点火　２．電気点火（無線の使用：有※・無）　３．その他（　　））とし、打揚筒から＿＿m離れた場所に点火位置を設定する。また、消費場所の状況等から２０ｍを確保できない場合は、煙火の種類及び離隔距離に応じた防護措置及び安全対策として、畳床＿＿枚、ポリカーボネート板（厚さ＿＿㎜）を＿＿枚使用する。

10　事故発生に備えて救護班を待機させ、救護体制を整える。

11　黒玉については、煙火消費終了後現場を確認し、翌朝詳細に調査して午前＿＿時までに回収する。

12　その他

※無線を使用する場合は、手引上（特殊な打揚方法について）を参考に必要な措置を講じる。

中断又は中止の判断基準

１　消費場所における天候上の原因により危険な状況になるおそれがある場合

（１） 風速１０m以上の強風が１０分間以上継続して吹き、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。

（２） 大雨又は落雷のおそれがあり、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。

（３） 火災警報が発令されたとき。

２　煙火の消費基準等が守られない場合

（１） 火薬類取締法施行規則第５６条の４「煙火の消費」の基準が守られないとき。

（２） 千葉市長が消費許可に当たり、当該消費場所に関して付した許可条件が守られないとき。

３　自然災害の発生のおそれがある場合

（１）地盤の異常により消費場所が危険な状況になるおそれがあるとき。

４　事故等の場合

（１） 煙火の消費による人身事故等が発生したとき。

（２） 不点火等が連続して発生し、安全な煙火の消費の継続が困難になったとき。

５　その他

（１） 観覧者が立入禁止区域内に侵入した場合など危険が予想されるとき。

（２） 災害が発生している場合で、公共の安全を確保するため、緊急措置が必要なとき。

消費する火薬類の種類・数量

1　打揚煙火

種　類	種　別	数　量 （個）	特　記 事　項	種　類	種　別	数　量 （個）	特　記 事　項
2.5 号玉	ぽか物			５号玉			
	割　物			６号玉			
３号玉	ぽか物			７号玉			
	割　物			８号玉			
４号玉	ぽか物			１０号玉			
	割　物						

2　スターマイン　合計　　台（数量は１台の当たりの個数と合計個数を記載する。）

種　類	種　別	数　　量　　（個）					
		ス　タ　ー　マ　イ　ン			仕掛花火裏打（ｽﾀｰﾏｲﾝ）		
		大（　台）	中（　台）	小（　台）			
2.5 号玉	ぽか物						
	割　物						
３号玉	ぽか物						
	割　物						
４号玉	ぽか物						
	割　物						
合　　計							

3　その他の煙火

名　　称	数　量	特　記　事　項

火　薬　量　計　算　書

	種　　類	種　別	数　量 (個)	薬　　量 (g)	計 (Kg)	打揚火薬量 (Kg)	総 火 薬 量 (Kg)
打揚煙火	2.5 号玉	ぽか物					
		割　物					
	３号玉	ぽか物					
		割　物					
	４号玉	ぽか物					
		割　物					
	５号玉						
	６号玉						
	７号玉						
	８号玉						
	１０号玉						
スターマイン含裏打	2.5 号玉	ぽか物					
		割　物					
	３号玉	ぽか物					
		割　物					
	４号玉	ぽか物					
		割　物					
仕掛花火	仕掛花火（枠）						
	水中花火						
	ナイアガラ						
その他の煙火	小型煙火						
合　　計							kg

消　　費　　順　　序

打揚時刻	2.5号	３号	４号	５号	６号	８号	１０号	ｽﾀｰﾏｲﾝ	仕掛	裏打	小型煙火
19:00 (合図用) ｜ 19:30 (花火大会) ｜ 19:40 ｜ 19:50 ｜ 20:00 ｜ 20:10 ｜ 20:20 ｜ 20:30 ｜ 20:40 ｜ 20:50 ｜ 21:00											
合　計											

図－１　申請位置図

（※市販の地図等により明示）

図－２　消費場所の見取図（状況図）

図－３　消費場所付近の詳細図

煙火消費保安管理体制図

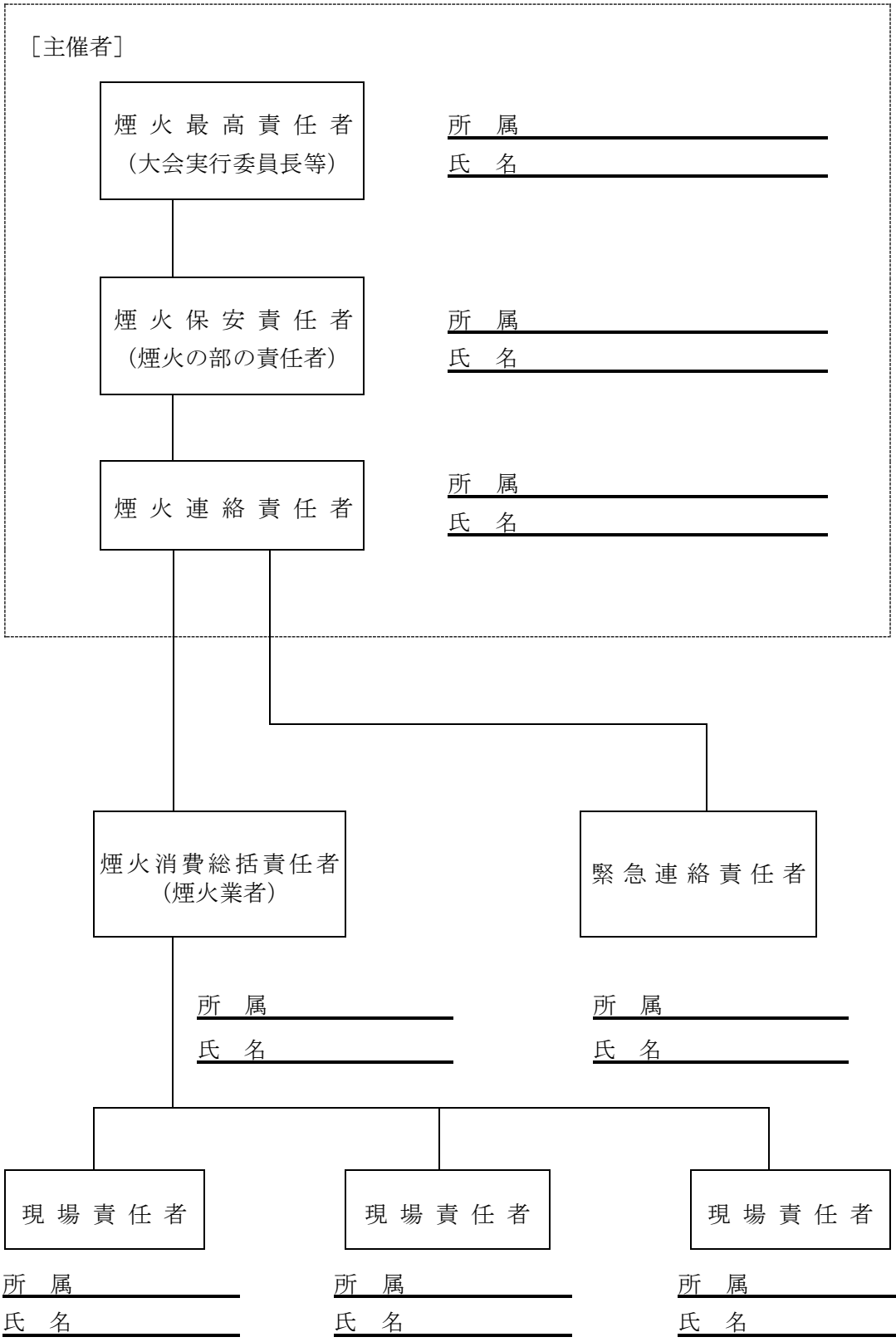

緊 急 連 絡 体 制 図

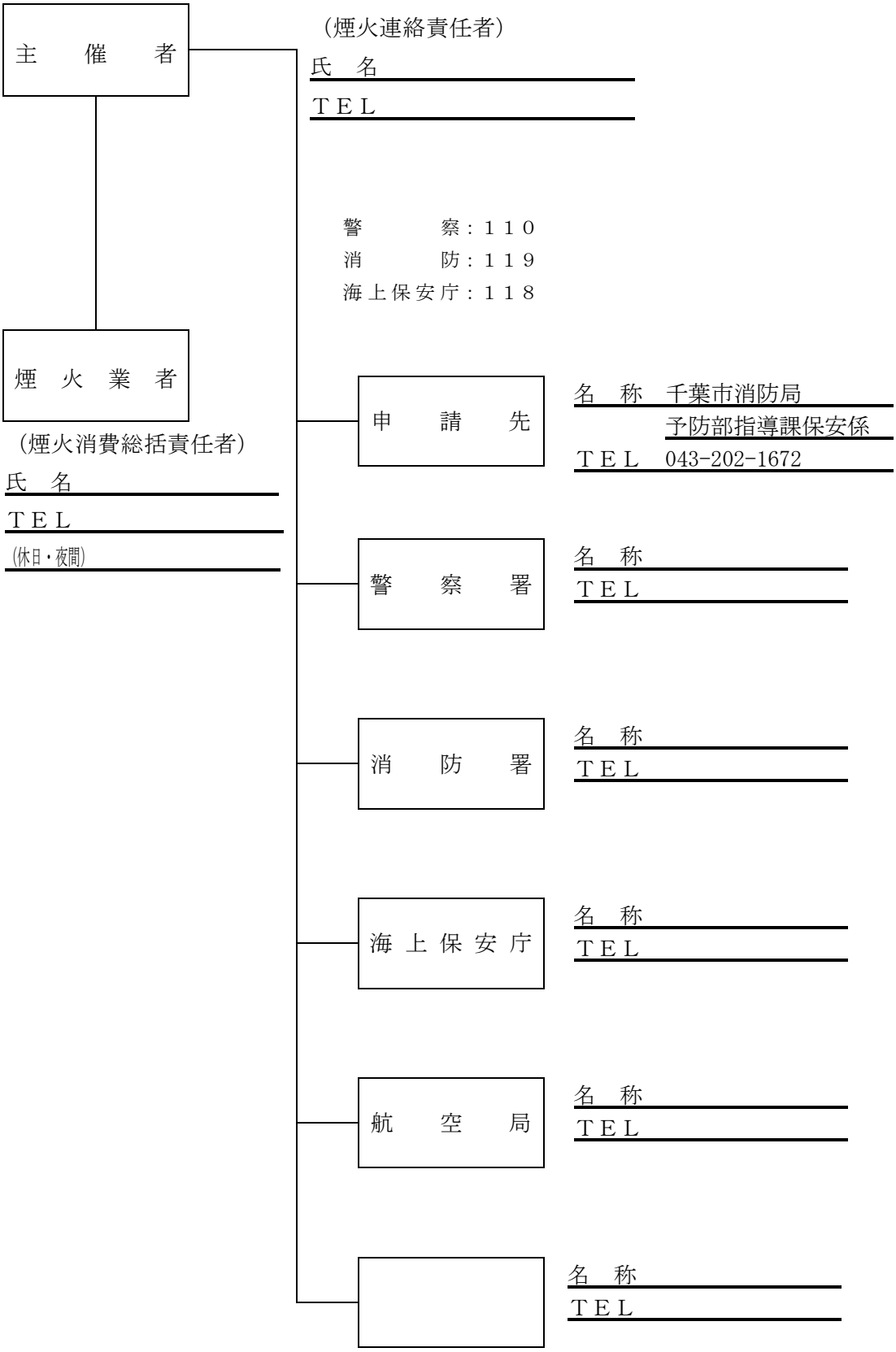
主　催　者
（煙火連絡責任者）
氏　名
ＴＥＬ
警　察：１１０
消　防：１１９
海上保安庁：１１８
煙　火　業　者
（煙火消費総括責任者）
氏　名
ＴＥＬ
(休日・夜間)
申　請　先
名　称　千葉市消防局
予防部指導課保安係
ＴＥＬ　043-202-1672
警　察　署
名　称
ＴＥＬ
消　防　署
名　称
ＴＥＬ
海上保安庁
名　称
ＴＥＬ
航　空　局
名　称
ＴＥＬ
名　称
ＴＥＬ